

作成 2005年3月1日  
改定日 2020年3月11日  
版数 2K

## 安全データシート

### 1. 製品及び会社情報

製品名 : モレスコホワイト P-100  
製品コード : 03195  
会社名 : 株式会社MORESCO  
住所 : 神戸市中央区港島南町5丁目5-3  
カスタマーセンター(問合せ先) : TEL:06-6262-3385 FAX:06-6262-3327  
Eメール:customercenter@moresco.co.jp  
緊急連絡先 : 素材営業部 営業課  
TEL:03-5537-7055 FAX:03-5537-7059  
素材事業部 技術部 品質管理課  
TEL:0436-22-2181 FAX:0436-21-8629  
推奨用途及び使用上の制限 : 食品添加物、化粧品・医薬品基剤、合成樹脂滑剤、繊維油剤、潤滑油、紙含浸油可塑剤、離型剤、顔料分散剤

### 2. 危険有害性の要約

#### GHS分類

物理化学的危険性 : GHS分類基準に該当しない  
健康に対する有害性 : 吸引性呼吸器有害性 区分1  
環境に対する有害性 : GHS分類基準に該当しない

#### ラベル要素

絵表示またはシンボル



注意喚起語 : 危険  
危険有害性情報 : 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ  
注意書き : 【安全対策】  
なし  
【応急措置】  
飲み込んだ場合:直ちに医師に連絡すること。吐かせないこと。  
【保管】  
施錠して保管すること。  
【廃棄】  
内容物/容器を規則に従って廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別 : 単一製品  
化学名又は一般名 : 流動パラフィン  
化学式 : 特定できない  
成分及び含有量 : 流動パラフィン 100%  
危険有害成分 :  
化学物質排出管理促進法(PRTR法) : 非該当

労働安全衛生法  
(第57条の2 通知対象物) : 非該当

#### 4. 応急措置

- 吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移し、水でよく口の中をうがいさせる。身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、直ちに医師に連絡する。
- 皮膚に付着した場合 : 水と石鹼で付着した部分を洗う。
- 眼に入った場合 : 直ちに清浄な水で最低15分間、眼を洗浄し、コンタクトレンズを着用している場合は外す。その後も洗浄を続ける。刺激が続く場合は医師の手当てを受ける。
- 飲み込んだ場合 : 無理に吐かせないで、直ちに医師に連絡すること。  
口の中が汚染されている場合には、水で十分に洗う。
- 急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状 : 飲むと下痢、嘔吐する可能性がある。  
眼に入ると炎症を起こす可能性がある。  
皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。  
ミストを吸入すると気分が悪くなる可能性がある。

#### 5. 火災時の措置

- 消火剤 : 霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。
- 使ってはならない消火剤 : 消火に棒状の水を用いてはならない。
- 特有の消火方法 : 火元への燃焼源を絶つ。  
初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。  
大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は、火災を拡大し危険な場合がある。  
周囲の設備などに散水して冷却する。  
火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護 : 消火作業は保護メガネ、保護衣、状況によっては呼吸保護具を着用して、風上から行う。

#### 6. 漏出時の措置

- 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 : 皮膚に触れたり、眼に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用してミストを吸入しないこと。
- 環境に対する注意事項 : 土壌の汚染、水質汚濁に繋がるので、可能な限り回収する。  
河川・下水道などに排出されないよう注意する。  
環境中に放出してはならない。
- 封じ込め及び浄化の方法及び機材 : 周囲の着火源を取り除く。  
少量の場合: 土砂、ウエス等で吸着させて空容器に回収し、更にウエス等で完全に拭き取る。  
大量の場合: 盛土で囲って拡散防止をはかってから、掃き集め空容器に回収後安全な場所にて処理する。処理後は大量の水で洗いながす。この場合、濃厚排水が河川等の公共水路に流入しない様に注意する。  
海上の場合: オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸収マットなどで吸い取る。薬剤を用いる場合は国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合したもので無ければならない。
- 二次災害の防止策 : すべての発火源を速やかに取り除く(近傍での喫煙、火花や火災)

の禁止)。  
関係箇所に通報し応援を求める。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

### 取扱い

#### 技術的対策

: 静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性の物を使用する。  
石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。  
そのため、換気および火気などへの注意が必要である。  
常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意すること。  
指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱い所で行う。  
危険物が残存している機械設備などを修理する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行うこと。  
皮膚に触れたり、眼に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用してミストを吸入しないこと。容器から取り出すときはポンプなどを使用すること。  
細管を用いて口で吸い上げてはならない。  
容器を溶接・加熱・穴あけまたは切断しないこと。爆発を伴って残留物が発火することがある。

#### 局所排気装置・全体換気 接触回避 安全取り扱い注意事項

: 8. ばく露防止及び保護措置を参照。  
: 10. 安定性及び反応性を参照。  
: 使用前に取扱説明書を入手すること。  
すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
火気注意。  
取扱後はよく手を洗うこと。  
屋外または換気の良い区域でのみ使用すること。  
この製品を使用するときに飲食または喫煙をしないこと。  
空容器に圧力をかけないこと。圧力をかけると破裂することがある。  
飲まないこと。

#### 衛生対策

: 子供の手の届かない所に置く。  
: 取扱後はよく手を洗うこと。  
保護具は保護具点検表により定期的に点検する。  
作業中は飲食、喫煙はしない。

### 保管

#### 技術的対策

: 保管場所は屋根を不燃材料で作るとともに、金属板その他の軽量な不燃材料でふき、かつ天井を設けないこと。  
保管場所の床は床面に水が浸入し、または浸透しない構造とすること。  
保管場所の床は、危険物が浸透しない構造とすると共に、適切な傾斜をつけ、かつ、適切なためますを設けること。  
保管場所には危険物を貯蔵し、または取り扱うために必要な採光、照明および換気の設備を設ける。  
保管場所で使用する電気器具は、防爆構造とし、器具類は接地する。  
熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。

- 混触禁止物質  
保管条件
- 安全な容器包装材料
- : 容器は必ず密栓すること。
  - : 10. 安定性および反応性を参照。
  - : 危険物の表示をして保管する。
  - : 換気の良い場所に保管する。
  - : 直射日光を避け保管する。
  - : 施錠して保管すること。
  - : 別の容器に差し替えるときは、金属又はガラス容器を使用すること。樹脂容器は種類により、溶解することがある。

## 8. ばく露防止及び保護措置

- 管理濃度
- : 規定なし。
  - (作業環境評価基準:平成21年厚生労働省告示第194/195号)
- 許容濃度(ばく露限界、生物学的ばく露指標)
- 日本産衛学会(2010年度版)
- : 3mg/m<sup>3</sup> (鉱油ミスト)<sup>1)</sup>
- ACGIH(2010年度版)
- : 時間荷重平均 TWA 5mg/m<sup>3</sup> (鉱油ミスト)<sup>2)</sup>
- 設備対策
- : ミストおよび蒸気が発生する場合は発生源の密閉化、または排気装置を設ける。取扱場所近辺に、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。
- 保護具
- 呼吸器の保護具
- : 通常必要がないが、必要に応じて防毒マスク(有機ガス用)を着用する。
- 手の保護具
- : 長期間または繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。
- 眼の保護具
- : 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具
- : 長時間にわたり取扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。濡れた衣服は脱ぎ、完全に清浄にしてから再使用する。

## 9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状态
- 形状
- : 液体
- 色
- : 無色透明
- 臭い
- : 無臭
- pH
- : 該当しない
- 融点・凝固点
- : 該当しない
- 初留点
- : 288°C (常圧)
- 引火点
- : 130°C以上 (COC)
- 爆発範囲(爆発限界)
- : 上限:7% 下限:1% (推定値)
- 蒸気圧
- : 4.7 × 10<sup>-2</sup>Pa (50°C)
- 蒸気密度
- : データなし
- 密度
- : 0.850 g/cm<sup>3</sup> (15°C)
- 溶解度
- : 不溶(水:20°C)
- n-オクタノール／水分配係数
- : データなし
- 自然発火温度
- : データなし
- 分解温度
- : データなし
- 流動点
- : -12.5°C
- 揮発性
- : なし(常温)

## 10. 安定性及び反応性

反応性、化学的安定性	: 安定
危険有害反応可能性	: 安定
避けるべき条件	: 加熱、混触危険物質との接触、火源
混触危険物質	: 強酸化剤
危険有害な分解生成物	: なし

## 11. 有害性情報

### 急性毒性

経口	: 配合成分の区分を基に、混合物として区分外とした。
経皮	: 急性毒性(経皮)に区分する情報はない。
吸入	: 急性毒性(吸入)に区分する情報はない。
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	: 配合成分の区分を基に、混合物として区分外とした。
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	: 配合成分の区分を基に、混合物として区分外とした。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	: 呼吸器感作性又は皮膚感作性に区分する情報はない。
生殖細胞変異原性	: 生殖細胞変異原性に区分する情報はない。
発がん性	: 配合成分の区分を基に、混合物として区分外とした。
生殖毒性	: 配合成分の区分を基に、混合物として区分外とした。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	: 特定標的臓器毒性(単回ばく露)に区分する情報はない。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	: 特定標的臓器毒性(反復ばく露)に区分する情報はない。
吸引性呼吸器有害性	: 40°Cの動粘度20.5mm <sup>2</sup> /s以下の炭化水素である。 よって吸引性呼吸器有害性 区分1(飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ)に分類される。

## 12. 環境影響情報

生態毒性	: 生態毒性に区分する情報はない。
残留性・分解性	: 情報なし
生体蓄積性	: 情報なし
土壤中の移動性	: 情報なし
オゾン層への有害性	: 情報なし
他の有害影響	: 情報なし
環境基準	: 情報なし

## 13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	: 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合には、そこに委託して処理する。廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 投棄禁止。 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃殻については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張り人をつけること。
-------	---

汚染容器及び包装

: 容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

#### 14. 輸送上の注意

国際規制

国連分類

: 該当しない

国内規制

陸上

: 消防法 危険物

容器 : 危険物の規制に関する規則別表第3の2

容器表示 : 一 危険物の品名 : 第三石油類、危険等級Ⅲ、潤滑油

二 数量

三 火気厳禁

1) 容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬すること。

2) 指定数量以上の危険物を車輛で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより、当該車輛に標識を掲げること。またこの場合、当該危険物に該当する消火設備を備えること。運搬時の積み重ね高さ3m以下とする。

3) 第一類及び第六類の危険物及び高圧ガスを混載しないこと。

海上

: 船舶安全法 非危険物 個別運送およびばら積み運送において

航空

: 航空法 非危険物

特別の安全対策

: 危険物は当該危険物が転落し、または危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。

危険物または危険物を収納した容器が著しく摩擦または動揺を起こさないように運搬すること。

危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等、災害が発生するおそれがある場合には、災害を防止するための応急措置を講ずると共に、最寄の消防機関その他の関係機関に通報すること。

輸送に際しては直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積込、荷崩れの防止を確実にを行う。

重量物を上積みしない。

#### 15. 適用法令

労働安全衛生法

: 通知対象には該当しない

化学物質排出管理促進法(PRTR法)

: 該当しない

毒物及び劇物取締法

: 該当しない

消防法

: 危険物 第四類 第三石油類 (非水溶性液体)

水質汚濁防止法

: 油分排出規制

海洋汚染防止法

: 油分排出規制(原則禁止)

下水道法

: 鉱油類排出規制

廃棄物の処理及び清掃に関する

: 産業廃棄物規制(拡散、排出の禁止)

法律

食品衛生法

: 食品添加物公定書の流動パラフィン使用基準により、パン生地の分割および離型の目的以外に使用してはならない。

## 16. その他の情報

### 引用文献等

- : 1) 日本産業衛生学会 許容濃度等の勧告(OELs)
- 2) Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices. ACGIH
- 3) (独)製品評価技術基盤機構(NITE)
- 4) 原材料SDS

- (1) 危険・有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取り扱いには十分注意してください。
- (2) この安全データシートは、当社の製品を適正にご使用いただくために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の手扱いを対象としたものです。
- (3) 本製品は、この安全データシートをご参照の上、使用者の責任において適正に取り扱ってください。
- (4) ここに記載された内容は、現時点で入手できた情報やメーカー所有の知見によるものですが、これらのデータや評価は、いかなる保証もするものではありません。また、法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。